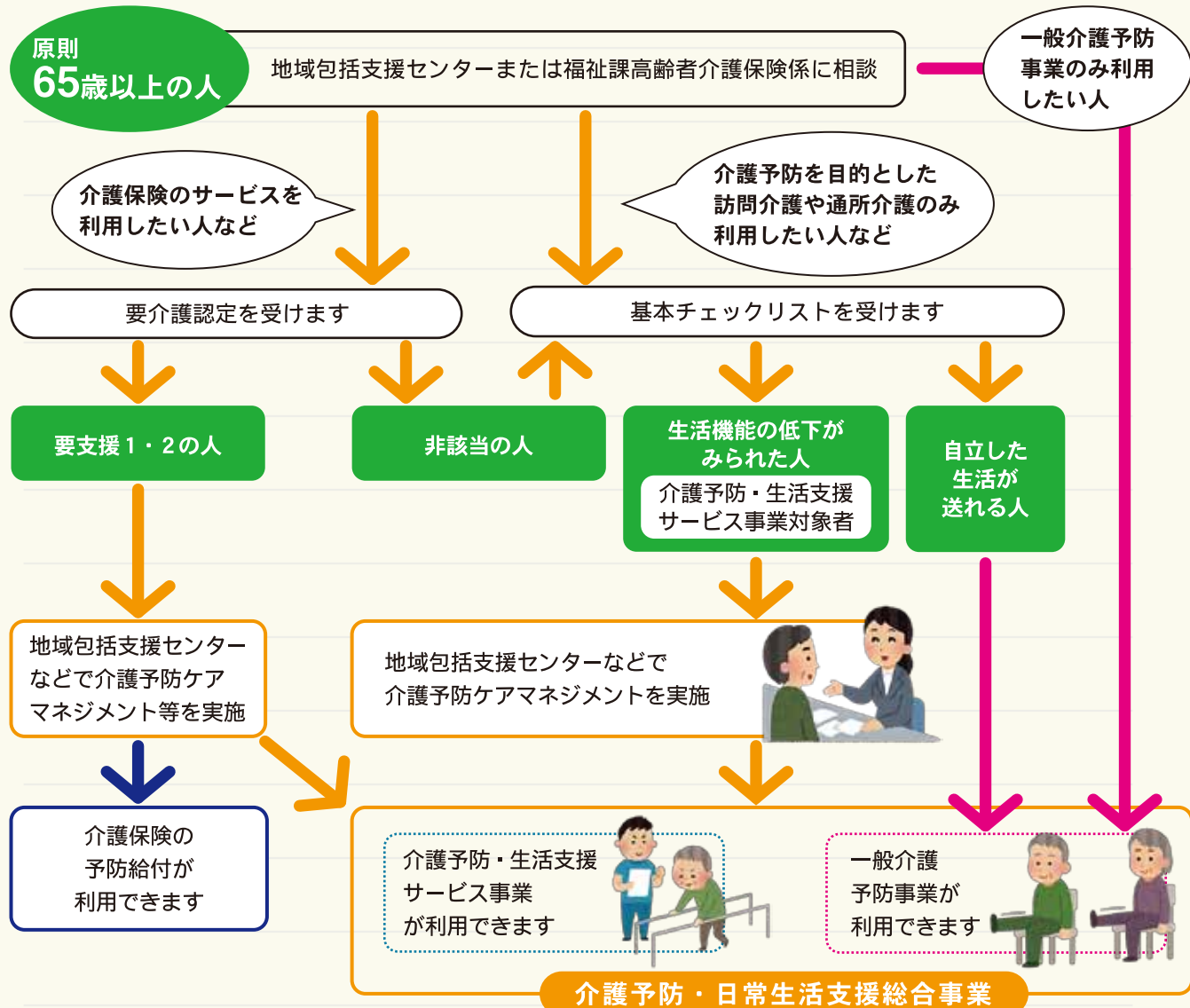


介護予防・日常生活支援総合事業利用までの流れ



現在の介護予防事業は、65歳以上の方全員を対象とする二次予防事業と、65歳以上で特に介護が必要になるおそれの高い方

一般介護予防事業を推進

平成29年4月からは、新たに、利用時間を短縮した通所型の基準緩和サービス「ミニデイサービス」を実施します。従来よりも低価格な料金でサービスを利用できます。

ミニデイサービスを新たに実施

ことができます。

現在、予防給付で実施している訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）は、平成29年4月から総合事業へ移行します。現在、いずれかのサービスを受けている方は、総合事業に移行後も現在の認定期間中はこれまでどおりサービスを利用できます。また、現在の認定期間が終わる際に、引き続き介護職による専門的なサービスを必要とする方は、現在と同様のサービスを継続して利用することができます。

訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）が総合事業へ移行

現在、予防給付で実施している訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）は、平成29年4月から総合事業へ移行します。現在、いずれかのサービスを受けている方は、総合事業に移行後も現在の認定期間中はこれまでどおりサービスを利用できます。また、現在の認定期間が終わる際に、引き続き介護職による専門的なサービスを必要とする方は、現在と同様のサービスを継続して利用することができます。

課 地域包括支援センター
TEL 72-1111（内線461）

※新規に総合事業のサービスを利用したい方は、本人が直接市役所にお越しになって手続きや相談することをお勧めします。

これらを踏まえ総合事業では、一次予防事業と二次予防事業を統合し「一般介護予防事業」として実施します。一般介護予防事業などを通じて心身機能の維持はもちろんのこと、高齢者の社会参加を促進することで要支援・要介護状態にならない元気な高齢者を増やすとともに、地域の支え合いや助け合いなどの「互助」の体制づくりを推進していきます。

対象にした二次予防事業に比べて、介護が必要になる状態を予防することを目的に、体操などを中心とした心身機能の改善・維持を行ってきました。しかし、介護予防事業で心身機能を維持しても、その状態を生活の中でバランスよく維持するための活動や高齢者の社会参加の場が地域に少ないなどの課題がありました。これからの介護予防は、心身機能の回復だけではなく、日常生活における生活機能の維持を図ることが重要になってきます。

を対象にした二次予防事業に比べて、介護が必要になる状態を予防することを目的に、体操などを中心とした心身機能の改善・維持を行ってきました。しかし、介護予防事業で心身機能を維持しても、その状態を生活の中でバランスよく維持するための活動や高齢者の社会参加の場が地域に少ないなどの課題がありました。これからの介護予防は、心身機能の回復だけではなく、日常生活における生活機能の維持を図ることが重要になってきます。

介護保険制度が変わります

改正前

予防給付（国の基準）

■対象 介護認定を受け、要支援と認定された方

- 訪問看護
- 訪問リハビリ
- 通所リハビリ
- ショートステイ
- 福祉用具、住宅改修
- 訪問介護
- 通所介護

介護予防事業（市の基準）

■対象 65歳以上の方

1次予防事業

- 簡単筋トレ教室
- 筋トレサロン
- 高齢者食生活改善事業
- 高齢者元気度アップ・ポイント事業
- てげてげ広場事業

2次予防事業

- 転倒予防教室
- 栄養満点教室
- おいいきいき教室

改正後

予防給付（国の基準）

■対象 介護認定を受け、要支援と認定された方

- 訪問看護
- 訪問リハビリ
- 通所リハビリ
- ショートステイ
- 福祉用具、住宅改修

介護予防・日常生活支援総合事業（市の基準）

介護予防・生活支援サービス事業

■対象 介護認定を受け、要支援と認定された方または基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方

- 現行の介護予防訪問介護相当のサービス（ホームヘルプ）**
日常的な家事援助（掃除、洗濯、調理、買い物等）、身体介護（服薬管理、入浴の見守り、食事介助等）などのサービス
- 現行の介護予防通所介護相当のサービス（デイサービス）**
日常生活上の支援、生活行為や生活機能を向上させるための通所サービス（機能訓練、生活指導、食事サービス、入浴サービス、運動器の機能向上等）
- 新たな介護予防通所介護のサービス（ミニデイサービス）**
これまでのデイサービスの時間を短縮した、低価格料金の通所サービス（簡単な運動やレクリエーションなど）

一般介護予防事業



てげてげ広場

日時 週に1回
場所 公民館など
対象 市内の公民館単位を中心とした団体
参加費 無料
問合せ 地域包括ケア推進課調整推進係 TEL73-5131
新規会場は随時募集中です。



筋トレサロン

日時 月3回
場所 公民館など
対象 65歳以上の方
参加方法 開催している公民館については、健康センターにお問い合わせください。
問合せ 健康センター TEL72-7176



男性料理教室

日時 月1回
場所 健康センター
対象 65歳以上の男性ならだれでも
参加費 200円
申込み 年2回お知らせ版で新規募集します（途中からの参加も可）。
問合せ 健康センター TEL72-7176

介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する場合、これまでどおり介護認定を受ける方法の他に、「**基本チェックリスト**」を使い、心身の状態を確認し、自分に合ったサービスを選択する方法が増えました。これにより、判定が出る期間が短縮され、より迅速なサービス利用につながります。
※予防給付（訪問看護、福祉用具等）を利用する場合は、これまでどおり介護認定を受ける必要があります。

要支援相当の認定方法が選べます

※要介護1～5の方が利用す

そこで本市では「地域包括ケアシステム」実現の一環として、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」を開始します。

総合事業は、要支援相当の方を実施する「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての高齢者に実施する「一般介護予防事業」で構成されます。総合事業では、市独自の基準でサービスを実施することになります。市民が自分の状態に合ったサービスを選択できるように地域の状況や課題を分析し、多様なサービスの検討を進めていきます。

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的につくられた制度です。介護保険制度を利用するには介護認定を受ける必要があります。介護認定を申請するとそれぞれの状態に応じ、軽い方から非該当、要支援1・2、要介護1～5の判定が出ます。要支援1・2の方が利用する予防給付は、これまで全国一律の基準で実施していましたが、都市部と地方では高齢化のスピードやサービスの必要性に差があり、全国一律の基準では対応できなくなってきました。